

津 市 公 報		第 79 号 平成 21 年 4 月 6 日
目 次		
条 例		
津市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例		
津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公表に関する条例		
津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例		
津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例		
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例		
津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		
津市個人情報保護条例の一部を改正する条例		
津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例		
津市市税条例の一部を改正する条例		
津市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
津市介護保険条例の一部を改正する条例		
津市指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		
津市企業立地促進条例の一部を改正する条例		
津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		
津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
津市簡易水道条例の一部を改正する条例		
津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例		
津市立学校給食センター条例の一部を改正する条例		
津市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例		
津市介護保険条例の一部を改正する条例		
津市農業共済条例の一部を改正する条例		
津市議会議政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例		
津市市税条例等の一部を改正する条例		
規 則		
津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
津市文化振興条例施行規則の一部を改正する規則		
津市市税条例施行規則の一部を改正する規則		
津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則		
津市契約規則の一部を改正する規則		
津市建設工事執行規則の一部を改正する規則		
津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則		
津市会計規則の一部を改正する規則		
津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則		
津市事務分掌規則の一部を改正する規則		
津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び美杉村営バス運転者の服務並びに勤務条件に関する規則の一部を改正する規則		
津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
訓 令		
津市自動車管理規程の一部を改正する訓令		
津市自動車整備管理者規程の一部を改正する訓令		
津市文書管理規程の一部を改正する訓令		
津市事務専決規程の一部を改正する訓令		
津市防災行政無線局管理運用規程		
津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令		

津市非常勤参与設置規程及び津市非常勤嘱託員取扱要綱の一部を改正する訓令

津市職員服務規程の一部を改正する訓令

告 示

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

認可地縁団体の告示事項の変更

国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効

認可地縁団体の告示事項の変更

財政公表

固定資産土地価格縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

地縁による団体の認可

予算の公表

公 告

犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

犬の抑留

指定工事店の効力の停止

犬の抑留

犬の抑留

農業振興地域整備計画の変更

教育委員会規則

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

津市人権教育指導員設置規則の一部を改正する規則

津市立幼稚園則の一部を改正する規則

教育委員会告示

教育委員会の招集

選挙管理委員会告示

雲出揚満土地改良区総代会総代選挙における選挙期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数

雲出揚満土地改良区総代会総代選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任

雲出揚満土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人の選任

雲出揚満土地改良区総代会総代選挙における選挙長の行う告示

雲出揚満土地改良区総代会総代選挙における当選人

雲出揚満土地改良区総代会総代選挙における当選証書の付与

農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1の数

水道事業管理規程

津市水道事業会計規程の一部を改正する規程

津市水道局事務専決規程の一部を改正する規程

水道局告示

津市水道局指定給水装置工事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事業者の指定

津市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例をここに公布する。

平成21年3月30日

津市長 松 田 直 久

津市条例第2号

津市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり（以下「安全・安心なまちづくり」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに本市の責務並びに市民、地域活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）の行動指針を明らかにすることにより、市民等の防犯及び生活安全に対する意識の高揚を図り、もって安全で安心な地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 地域活動団体 自治会、ボランティア団体、民間非営利団体その他の地域で活動する団体をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体（地域活動団体を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 安全・安心なまちづくりの推進は、本市、市民等がその能力を生かし、それぞれの役割を果たしつつ、相互に助け合い、協働して行うとともに、自立の精神に支えられた良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動を育むことにより行うものとする。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全で安心な地域社会を実現するために必要な諸施策を総合的に実施

するものとする。

（市民の行動指針）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、地域における連帯意識を高めるとともに、相互に協力して、安全・安心なまちづくりについての自主的な地域活動を行うよう努めるものとする。

2 市民は、安全・安心なまちづくりに必要な知識を習得するよう努めるとともに、自らの安全の確保に努めるものとする。

3 市民は、安全で安心な地域社会を実現するため、本市が実施する施策及び地域活動団体の活動に協力するよう努めるものとする。

（地域活動団体の行動指針）

第6条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、地域社会における連帯意識を高めるとともに、相互に協力して、安全・安心なまちづくりについての自主的な活動を推進するよう努めるものとする。

2 地域活動団体は、安全・安心なまちづくりに必要な知識を習得するよう努めるとともに、地域活動団体の行う安全・安心なまちづくりのための活動への市民及び事業者の参加の促進に努めるものとする。

3 地域活動団体は、安全で安心な地域社会を実現するため、本市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の行動指針）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、安全・安心なまちづくりについての自主的な活動を推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、安全・安心なまちづくりに必要な知識を習得するよう努めるとともに、従業員に対する意識啓発に努めるものとする。

3 事業者は、安全で安心な地域社会を実現するため、本市が実施する施策及び地域活動団体の活動に協力するよう努めるものとする。

（委員会の設置等）

第8条 安全・安心なまちづくりの推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、津市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 津市犯罪のない安全・安心なまちづくり基本計画に関する事項

(2) 安全・安心なまちづくりの推進に関する事項

（組織）

第9条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第11条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第12条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の庶務は、市民部において処理する。

5 第8条から前項までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 3 号

津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 142 条第 1 項の規定に基づき、本市の市長の選挙における同条第 1 項第 6 号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第 2 条 本市の市長の選挙においては、その候補者（以下「候補者」という。）は、第 5 条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第 93 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により本市に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第 3 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、津市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(公費の支払)

第 4 条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が 7 円 30 銭を超える場合には、7 円 30 銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第 142 条第 1 項第 6 号

に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額 (1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。) を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払うものとする。

(公費負担の限度額)

第 5 条 第 2 条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者 1 人について、7 円 3 0 銭に選挙運動用ビラの作成枚数 (当該作成枚数が、法第 1 4 2 条第 1 項第 6 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額とする。

(行政手続条例の適用除外)

第 6 条 この条例の規定に基づく処分その他公権力の行使に当たる行為については、津市行政手続条例 (平成 1 8 年津市条例第 2 1 号) 第 2 章及び第 3 章の規定は、適用しない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日を告示される津市長の選挙について適用する。

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 4 号

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 18 年津市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「及び特別委員会」を「、特別委員会及び地方自治法第 100 条第 12 項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 5 号

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成 18 年津市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 21 年 3 月 31 日」を「平成 22 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 6 号

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成 18 年津市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項及び第 4 項中「平成 21 年 3 月 31 日」を「平成 22 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 7 号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の給与に関する条例（平成 18 年津市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 項中「平成 21 年 3 月 31 日」を「平成 22 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

津市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 8 号

津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

津市個人情報保護条例（平成 18 年津市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 44 条第 1 項中「次に掲げる」を「統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に規定する基幹統計を作成するために集められた」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 9 号

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年津市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「40 時間」を「38 時間 45 分」に改め、同条第 3 項中「16 時間」を「15 時間 30 分」に、「32 時間」を「31 時間」に改め、同条第 4 項中「32 時間」を「31 時間」に改める。

第 3 条第 2 項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 項の規定は、公布の日から施行する。

（津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 2 津市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年津市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 号及び第 2 号中「20 時間、24 時間又は 25 時間」を「19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分」に改める。

第 16 条の表第 27 条第 1 項の項及び第 18 条の表第 27 条第 1 項の項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

（津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 20 年法

律第94号。以下「改正法」という。)により改正された、地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「新育児休業法」という。)の施行の際現に育児短時間勤務をしている職員について、改正法の施行の日に承認があったとみなされる育児短時間勤務の内容は、原則として、対応する新育児休業法に規定する勤務の形態ごとに、同一の勤務の日であり、かつ、終業の時刻を所要の時間繰り上げた時間とする。ただし、改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項第5号に掲げる勤務形態によって勤務している職員の育児短時間勤務の内容は、任命権者が別に定める。

(津市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

- 4 津市職員の修学部分休業に関する条例(平成18年津市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「20時間」を「19時間20分」に、「30分」を「5分」に改める。

(津市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後において修学部分休業をするため、当該修学部分休業の承認を受けようとする職員は、施行日前においても、当該承認を請求することができる。
- 6 この条例の施行の際現に修学部分休業をしている職員に係る当該修学部分休業の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該修学部分休業の期間の末日までの間において任命権者が定める内容の改正後の津市職員の修学部分休業に関する条例の規定による修学部分休業をすることの承認があったものとみなす。
- 7 前項の規定により施行日に承認があったものとみなされる修学部分休業の内容は、任命権者が別に定める。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 10 号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成 18 年津市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。
第 34 条の 5 の 2 第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) 所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項及び租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 3 の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 県内に主たる事務所を有する法人又は団体において収納されたもの

イ 県外に主たる事務所を有する法人で、県内に学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 4 条第 1 項に規定する認可を受けた学校、同法第 130 条に規定する認可を受けた専修学校及び同法第 134 条第 2 項において準用する同法第 4 条第 1 項に規定する認可を受けた各種学校を設置する法人において収納されたもの

ウ 県外に主たる事務所を有する法人で、県内で社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業を行う法人において収納されたもの

エ 公益信託ニ関スル法律（大正 11 年法律第 62 号）第 2 条第 1 項の規定により三重県知事又は三重県教育委員会の許可を受けた同法第 1 条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、規則で定めるもの

附則第 4 条の 2 中「（昭和 32 年法律第 26 号）」を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）第34条の5の2第1項第3号の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支出する寄附金について適用する。

2 平成22年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税についての新条例第34条の5の2第1項第3号の規定の適用については、同号中「第41条の18の3」とあるのは、「第41条の18の3並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項」とする。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 11 号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成 18 年津市条例第 134 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「及び」を「又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 12 号

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例（平成 18 年津市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「平成 18 年度から平成 20 年度まで」を「平成 21 年度から平成 23 年度まで」に改め、同条第 1 号中「28, 560 円」を「28, 360 円」に改め、同条第 2 号中「42, 840 円」を「42, 540 円」に改め、同条第 3 号中「57, 130 円」を「56, 720 円」に改め、同条第 4 号中「71, 410 円」を「70, 900 円」に改め、同条第 5 号中「85, 690 円」を「85, 080 円」に改める。

附則第 6 項の前の見出し及び同項から第 8 項までを削り、附則第 5 項の次に次の 1 項を加える。

（平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度における保険料率の特例）

- 6 令附則第 9 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者の平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度における保険料率は、第 8 条の規定にかかわらず、49, 340 円とする。

附則第 9 項を附則第 7 項とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市介護保険条例の規定は、平成 21 年度以後の年度分に係る保険料について適用し、平成 20 年度分までの年度に係る保険料については、なお従前の例による。

津市指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム等の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 13 号

津市指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム等の設置及び管理に関
する条例の一部を改正する条例

津市指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム等の設置及び管理に関する
条例（平成 18 年津市条例第 117 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 15 条第 3 項及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下
「法」という。）第 7 条第 21 項又は第 22 項」を「第 15 条第 2 項及び第 3
項」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「法第 7 条第 21 項」を「介護保険法（平成 9 年法律
第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 24 項」に、「介護老人福祉施設
サービス」を「介護福祉施設サービス」に改め、同条第 2 項第 1 号中「第 7 条
第 13 項」を「第 8 条第 9 項」に改め、「という。）」の次に「及び法第 8 条
の 2 第 9 項に規定する介護予防短期入所生活介護（以下「介護予防短期入所生
活介護」という。）」を加え、同条第 3 項第 1 号中「第 7 条第 12 項」を「第
8 条第 8 項」に改め、「という。）」の次に「及び法第 8 条の 2 第 8 項に規定
する介護予防通所リハビリテーション（以下「介護予防通所リハビリテーショ
ン」という。）」を加え、同項第 2 号中「第 7 条第 14 項」を「第 8 条第 10
項」に改め、「という。）」の次に「及び法第 8 条の 2 第 10 項に規定する介
護予防短期入所療養介護（以下「介護予防短期入所療養介護」という。）」を
加え、同項第 3 号中「第 7 条第 22 項」を「第 8 条第 25 項」に、「介護老人
保健施設サービス」を「介護保健施設サービス（以下「介護保健施設サービス」
という。）」に改め、同条第 4 項中「第 7 条第 18 項」を「第 8 条第 21 項」
に改める。

第 5 条第 1 項第 2 号中「又は第 49 条第 1 項に規定する特例施設介護サービ

ス費（以下「特例施設介護サービス費」という。）」を削り、同項第３号中「介護老人福祉施設サービス」を「介護福祉施設サービス」に改め、同条第２項第１号中「若しくは法第４２条第１項に規定する特例居宅介護サービス費（以下「特例居宅介護サービス費」という。）」を削り、「居宅支援サービス費（以下「居宅支援サービス費」を「介護予防サービス費（以下「介護予防サービス費」に改め、「若しくは法第５４条第１項に規定する特例居宅支援サービス費（以下「特例居宅支援サービス費」という。）」を削り、同条第３項第１号中「若しくは特例居宅介護サービス又は居宅支援サービス費若しくは特例居宅支援サービス費」を削り、同項第３号を同項第４号とし、同項第２号中「又は特例施設介護サービス費」を削り、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

(2) 介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護については、介護予防サービス費の支給に係る者

第５条第４項を次のように改める。

４ ケアセンターを使用することができる者は、法第４１条第１項に規定する居宅要介護被保険者とする。

第１４条第２項第１号イを次のように改める。

イ 第５条第１項第２号に定める者の入所に係る利用料金の額 介護福祉施設サービスに関し法第４８条第２項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに法第５１条の３第２項第１号に規定する食費の基準費用額及び同項第２号に規定する居住費の基準費用額の合計額

第１４条第２項第２号アを次のように改める。

ア 第５条第２項第１号に定める者の入所に係る利用料金の額 次に掲げる額

(ア) 居宅介護サービス費の支給に係る者 短期入所生活介護に関し法第４１条第４項第２号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに法第５１条の３第２項第１号に規定する食費の基準費用額及び同項第２号に規定する居住費の基準費用額の合計額

(イ) 介護予防サービス費の支給に係る者 介護予防短期入所生活介護に関し法第５３条第２項第２号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに法第６１条の３第２項第１号に規定する食費の基準費用額及び同項第２号に規定する滞在費の基準費用額の合

計額

第14条第2項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 老人保健施設 次に掲げる額

ア 第5条第3項第1号に定める者の通所リハビリテーションに係る利用料金の額 通所リハビリテーションに関し法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

イ 第5条第3項第1号に定める者の短期入所療養介護に係る利用料金の額 短期入所療養介護に関し法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額及び同項第2号に規定する居住費の基準費用額の合計額

ウ 第5条第3項第2号に定める者の介護予防通所リハビリテーションに係る利用料金の額 介護予防通所リハビリテーションに関し法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

エ 第5条第3項第2号に定める者の介護予防短期入所療養介護に係る利用料金の額 介護予防短期入所療養介護に関し法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに法第61条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額及び同項第2号に規定する滞在費の基準費用額の合計額

オ 第5条第3項第3号に定める者の介護保健施設サービスに係る利用料金の額 介護保健施設サービスに関し法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額及び同項第2号に規定する居住費の基準費用額の合計額

カ 第5条第3項第4号に定める者の通所又は入所に係る利用料金の額
市長が別に定める額

(4) ケアセンター 法第8条第21項に規定する居宅介護支援に関し法第46条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 14 号

津市企業立地促進条例の一部を改正する条例

津市企業立地促進条例（平成 18 年津市条例第 311 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 工場等 営利を目的とした事業の用に供される施設で、次に掲げるものをいう。

ア 製造業に係る生産施設

イ 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する主として倉庫又は荷さばき場で、事務所又は営業所を伴うもの

ウ イに掲げる事業以外の事業を営む者が流通業務の用に供する主として倉庫又は荷さばき場で、事務所又は営業所を伴うもの

エ 流通の過程における簡易な加工の事業の用に供する工場

オ 道路旅客運送業又は道路貨物運送業の用に供する施設に附帯する整備工場

(3) 研究開発施設 営利を目的とした製造業又は研究開発サービス業の用に供される施設で、新たな製品の製造若しくは新たな技術の開発又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的とした試験又は研究開発の用に供するもの（生産施設と独立しているものに限る。）をいう。

第 2 条中第 12 号を第 15 号とし、第 11 号を第 14 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(13) 立地 産業業務施設等を新設し、増設し、又は移設することをいう。

第 2 条第 10 号を削り、同条第 9 号中「当該産業業務施設等に移転すること」を「、既設の産業業務施設等を廃し、同一の業種の産業業務施設等を設置すること」に改め、同号を同条第 12 号とし、同条第 8 号中「業種の産業業務施設

等を」の次に「拡充の目的をもって」を加え、「拡充すること」を「拡充の目的をもって設置すること」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条第 7 号中「産業業務施設、工場等又は研究開発施設（以下「産業業務施設等」という。）」を「産業業務施設等」に改め、同号を同条第 10 号とし、同条第 6 号の次に次の 3 号を加える。

- (7) 外国企業 外国の法令に基づいて設立された法人をいう。
- (8) 特定産業 メカトロニクス技術を用いて製造及び研究開発を行う産業で、規則で定めるものをいう。
- (9) 特定地域 産業業務施設、工場等又は研究開発施設（以下「産業業務施設等」という。）の立地に適当であると認められる地域で、次に掲げるものをいう。

ア 中勢北部サイエンスシティ

イ ニューファクトリーひさい工業団地

ウ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた工業専用地域

エ 本市若しくは三重県又は公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に規定する土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）により整備された工業用地（ア及びイに掲げるものを除く。）

オ 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 3 条第 1 項の工場立地調査簿に記載されている工場適地（ア及びイに掲げるものを除く。）

カ その他市長が特に認める地域

第 4 条第 1 項第 1 号中「指定事業者の立地する」を「指定事業者（次条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定により指定を受けた者に限る。）の立地する」に改め、同号イ中「100 分の 75」の次に「（次条第 1 項第 4 号の規定により指定を受けた者にあつては、100 分の 100）」を加え、同号ウ中「100 分の 50」の次に「（次条第 1 項第 4 号の規定により指定を受けた者にあつては、100 分の 100）」を加え、同項第 2 号中「指定事業者の立地する」を「指定事業者（次条第 1 項第 5 号の規定により指定を受けた者に限る。）の立地する」に、「5 年間」を「3 年間」に、「土地、家屋及び償却資産」を「家屋及び償却資産（中勢北部サイエンスシティ又はニューファクトリーひさい工業団地の土地を新たに取得する場合にあつては、土地、家屋及び償却資産）」に改め、同項第 3 号中「次条第 1 項第 5 号」を「次条第 1 項第 6 号」に、「当該取得費の支払日」を「事業の開始日」に改め、同項第 4 号中「次条第 1 項第

6号」を「次条第1項第7号」に、「（以下「あのつピア」という。）」を「その他市長が特に認めたもの（以下「あのつピア等」という。）」に改める。

第5条第1項第1号中「立地する」を「特定地域に新設し、又は増設する」に改め、同項第2号中「立地する」を「特定地域に新設し、増設し、又は移設する」に改め、同項第3号中「立地する」を「中勢北部サイエンスシティに新設し、増設し、又は移設する」に改め、同項第6号中「立地する」を「新設する」に、「あのつピア」を「あのつピア等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「産業業務施設等を立地する事業者で、中勢北部サイエンスシティ又はニューファクトリーひさい工業団地において、」を「産業業務施設を中勢北部サイエンスシティに新設し、増設し、若しくは移設する事業者、工場等を中勢北部サイエンスシティ若しくはニューファクトリーひさい工業団地に新設し、増設し、若しくは移設する事業者又は研究開発施設を中勢北部サイエンスシティ若しくはニューファクトリーひさい工業団地に新設し、若しくは増設する事業者で、土地開発公社又は独立行政法人中小企業基盤整備機構のいずれかから」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「立地する」を「特定地域に新設し、又は増設する」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 工場等（特定産業に属する事業の用に供するものに限る。）を中勢北部サイエンスシティ又はニューファクトリーひさい工業団地に新設し、又は移設する事業者で、投下固定資産額が1億円以上かつ常時雇用する従業員の数が5人以上のもの

第5条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項第1号又は第2号の規定による指定と同項第4号の規定による指定は、重複してこれを行わない。

第7条第1項第2号中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 偽りその他の不正な手段により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（地位の承継）

第8条 指定事業者から相続、合併、営業譲渡等により当該指定に係る事業を承継した者は、当該指定に係る事業を継続するときに限り、市長の承認を得

て、当該指定事業者の地位を承継することができる。

附則第5項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に、「奨励措置又は固定資産税の特例を」を「指定又は奨励措置を」に、「奨励措置又は固定資産税の特例に」を「奨励措置に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる指定の申請に係る奨励措置について適用し、同日前に行われた指定の申請に係る奨励措置については、なお従前の例による。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 15 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 215 号）の一部を次のように改正する。

別表上浜町六丁目住宅の項中「3」を「2」に改め、同表新町 1 号館アパートの項を削り、同表中別保住宅の項中「6」を「5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 16 号

津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成 18 年津市条例第 219 号）の一部を次のように改正する。

別表中

317, 400 人		給水区域内給水量 243, 150 立方メートル	を
243, 810 立方メートル			

「	2 8 2 , 6 0 0 人	に
	1 6 4 , 1 7 0 立方メートル	
」	改める。	

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

津市簡易水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 17 号

津市簡易水道条例の一部を改正する条例

第 1 条 津市簡易水道条例（平成 18 年津市条例第 223 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 1 項及び第 2 項を削り、第 3 項を第 1 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表第 9 項中「美杉町八知」を「美杉町竹原の一部（佐田簡易水道の給水区域を除く。）」、美杉町八知」に改め、同項を同表第 7 項とし、同表第 10 項から第 12 項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表第 13 項中「一部」の次に「（須渕簡易水道の給水区域を除く。）」を加え、同項を同表第 11 項とし、同表第 14 項から第 18 項までを 2 項ずつ繰り上げる。

第 2 条 津市簡易水道条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 7 項中「佐田簡易水道」の次に「及び下竹原簡易水道」を加え、同表第 11 項中「須渕簡易水道」の次に「及び下竹原簡易水道」を加え、同表に次の 1 項を加える。

17 下竹原簡易水道

給水区域	美杉町竹原の一部（須渕簡易水道及び佐田簡易水道の給水区域を除く。）、美杉町八手俣の一部
給水人口	475 人
1 日最大給水量	160 立方メートル

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 21 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 5 月 1 日から施行する。

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 18 号

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（平成 18 年津市条例第 227 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 21 年 3 月 31 日」を「平成 22 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

津市立学校給食センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 19 号

津市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

津市立学校給食センター条例（平成 18 年津市条例第 233 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条の 2」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

津市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 20 号

津市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

(設置)

第 1 条 平成 21 年度の介護報酬の改定（以下「介護報酬の改定」という。）に当たり、介護従事者の処遇改善を図ることによる介護保険料の上昇を抑制し、第 1 号被保険者の負担の軽減を図るため、津市介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、本市が国から交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金に相当する額とし、津市介護保険事業特別会計歳入歳出予算に定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、津市介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分する

ことができる。

- (1) 本市が行う介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料について、介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合
 - (2) 前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課及び徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合
- (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を津市介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。

津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 21 号

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例（平成 18 年津市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項を附則第 8 項とし、附則第 6 項の次に次の 1 項を加える。

（介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付に伴う平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度における保険料率の特例）

7 平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度における保険料率は、第 8 条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第 38 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者 27,990 円
- (2) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 41,990 円
- (3) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 55,990 円
- (4) 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 69,980 円
- (5) 令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者 83,980 円
- (6) 令附則第 9 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する者 48,710 円

附 則

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市介護保険条例の規定は、平成 21 年度以後の年度分に係る保険料について適用し、平成 20 年度分までの年度に係る保険料については、なお従前の例による。